

# ベトナム税制等視察研修報告

## 国際部長 視察団団長 浅井 和夫



### 1、はじめに

国際部委員のみ総勢15名で、昨年12月10日から15日にかけてベトナム・ハノイを訪問した。

ベトナムにおいては、WTOへの加盟が近々に予定され、投資環境が一段と改善されることが予想される。今後、日本企業からの投資注目国となることが期待される。また、2006年に税務専門家制度を法制化し導入する予定がある。

そこで、現状の税制及税務行政がどのようなか、また、税務専門家制度導入に向けた最近の動向及び最近の投資環境の実態等について、調査研究するために今回の視察を実施した。



ジェトロ・ハノイ・センターにて

### 視察訪問先概要

12月12日(月)

午前 ジェトロ・ハノイ・センター

テーマ 最近のベトナム経済の現状と日本企業の投資動向

説明者 本企業の投資動向

午後 投資先として再び注目されるベトナム

説明者 馬場 雄一氏

午後 (ジェトロ・ハノイセンター所員)

午後 (海外投資アドバイザー)

午後 SCS国際会計事務所ベトナム事務所



ACPAにて

ACPA監査・コンサルティング会社 第一班 10名

第二班 5名

テーマ 税務会計事務所の業務内容と経営環境

説明者 大形 薫氏

午後 (会計税務コンサルタント)

午後 ホワン・コイ氏(副代表)

12月13日(火)

午前 ハノイ国税局

テーマ 税務行政の現況

説明者 トラン・ティ・マイ・ホワン氏(副局長)

午後 他担当者6名

テーマ ICA(ベトナム資本個人監査コンサルタント)のセミナー

12月14日(水)

午後 ベトナム財政省租税総局

テーマ 税務専門家制度導入に向けた税制の動向

説明者 ファム・デュイ・クワン副総局長

午後 他5名

午後 ベトナム商工会議所

テーマ 商工会議所の概要と具体的活動について

説明者 ヴ・ティエン・ロク氏(会頭)

トラン・ホウ・ラン氏(経理部長)

本稿は、視察研修の内容の概要を報告するものであり、報告書は本年3月下旬を目途として作成する予定であるので、ご覧いただきたい。

### 2、ベトナム経済の現状

ベトナムの人口は、8200万人(都市部2100万人、地方部6100万人)で、ハノイ310万人、ホーチミン570万人という状況で、この2都市への人口の集中化傾向にある。人口の70%が、35歳未満という若年層中心の国である。政治体制は、共産党の一党政権であり、民族は90%がキン族、宗教は80%が仏教を信仰するという、政治社会の安定した国である。

経済成長率は、95年～04年の10年間平均7.3%という成長率を継続し、第7次5ヵ年計画(2001年～05年)の目標成長率7.5%をほぼ達成している。国民1人当たりのGDPは、03年でベトナム全体481ドル(ハノイ1060ドル、ホーチミン1682ドル)であり、低廉豊富な労働力が存在する。対ベトナム投資の優位性として、技術習得力の高い、勤勉低廉な労働力の存在が認められる。したがって、労働集約型輸出加工の分野でその強みが発揮される。また投資にあたっての問題点として、人材(中間管理職)の不足、インフラの整備状況の不十分、行政手続の煩雑さ等があり、今後改善が望まれる。

### 3、ベトナム税制と税務行政

ベトナムにおいて税制政策立案・税務行政を担当する統括機関として財政省の中に租税総局(General Department of Taxation)がある。租税総局は、税務行政全般を担当しており、国内の税の統一的な管理を行う。実際の

執行は下部組織の省、都市の国税局及び郡の税務署を通して申告受付と徴税を行う。

税の種類

居住者

法人税

個人所得税(高額所得者向け個人所得税)

付加価値税(Value Added Tax)

特別消費税

輸出入関税

土地税

土地家屋等登録税

環境税

貨物税

天然資源税



ハノイ国税局にて

・ライセンス税

・非居住者

・外国契約者税(法人税相当分)

・利益送金税

・ロイヤリティ税

・資本譲渡税

・個人所得税(一律25%)

ベトナムの課税制度は申告納税ではなく、申告賦課課税制度である。法人税、付加価値税、高額所得者所得税、特別消費税、外国契約者税については毎年申告納付するが、それは確定ではなく、3年に一度必ず実施される税務調査によって確定する。

ベトナムでは、会計基準に従って会計帳簿を作成する企業は、監査法人の対象企業や有

能な経理担当者を有している大企業のみである。大多数の中小企業は、不正確な記帳を行っている。このような状況下で、現在の申告賦課制から自主申告納付制へのスムーズな移行をするために、2省501社で試験的に自主申告制を実施している。

### 4、ベトナムの税務専門家制度導入の動き

ベトナムは、1986年のドイモイ(刷新)政策の採択により市場経済制度を導入して20年が経つ。今日、その発展段階に合わせた社会システムの構築が要求され、その一つとして税務政策システムの構築も求められている。

ベトナム租税総局は、2001年～10年までの税務改革に関する方針の中で、税務相談、税務サービスの構成と実行に関する総括方針として、そのための法整備を掲げている。

現在、税務専門家制度について、政令(Decree)草案\*1を作成し、2006年施行を目指している。

内容は、税務相談業務、税務サービス業務について規定し、個人に資格を付与し、法人組織で登録し事業活動を展開する構成となっている。

### 5、おわりに

本稿は、資料を部分的に整理したところで執筆している関係上、不正確な点は御了承下さい。

最後に、本視察研修にあたっては、ハー・キム・ゴックベトナム大使館参事官、児島あきベトナム商工会議所日本代表事務所事務局長に大変なご尽力をいただき感謝申し上げます。

また、ハードスケジュールにもかかわらず、段取り良く本視察研修が終了したことは、団員各位の協力の賜物と痛感しております。改めて感謝を表す次第であります。

\*1

政令草案05年12月14日現在(一部抜粋)

#### 第1章 総則

#### 第1条 適用範囲

1、本政令は税務相談を提供する法人および税務サービスを提供する法人の登録の条件と事業の条件を規定し、税務

相談員と税務サービス職員との条件と業務を規定する。

2、税務相談を提供する法人および税務相談員は、本政令の定めどほかに、2002年11月5日付政府政令87/2002/ND-CP号によるコンサルティングサービス提供に関するその他の規定を遵守しなければならない。

3、ベトナムが締結、または加盟している国際条約が本政令と違った規定をする場合、国際条約の規定を適用することになる。

#### 第2条 適用対象

本政令は、ベトナムにおいて税務相談、税務サービスを営んでいるすべての経済セクターの税務相談法人および税務サービス提供法人に適用する。

#### 第3条 税務相談

税務相談とは、クライアントとの契約書の締結により税務相談サービスを提供することであり、税務に関する情報収集・処理を中立的かつ客観的に行い、専門知識に基づいて税務に関するコメント・助言を提案し、税務義務確定に関する内容を実行するために問題発見、解決法提案、計画立案を行うことである。



ベトナム財政省租税総局前にて